

# 固定資産税・都市計画税の軽減措置について

東京都主税局HP「軽減制度」より抜粋

## 1. 小規模住宅用地に対する軽減措置（都市計画税のみ）

（軽減の対象）

住宅1戸につき200m<sup>2</sup>までの土地

（軽減の割合）

都市計画税の2分の1を軽減する。

（影響）対象 約170万件 約335億円軽減

品川区 約6万件 約14億9千万円

## 2. 小規模非住宅用地に対する減免措置

（減免の対象）

一画地の面積が400m<sup>2</sup>以下の非住宅用地

（個人又は資本金等の額が1億円以下の法人が所有する土地に限る。）

（減免の割合）

200m<sup>2</sup>までの部分の固定資産税・都市計画税の2割を減免する。

☆減免を受ける場合には、令和2年12月28日までに申請が必要。

なお、前年度減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はない。

（影響）対象 約21万件 約248億円軽減

品川区 約6千6百件 約6億7千万円

## 3. 商業地等の負担水準上限引下げ減額措置

（軽減の対象）

負担水準が65%を超える商業地等（店舗・工場の敷地、駐車場など、住宅用地以外の宅地等）

（軽減の割合）

固定資産税・都市計画税について、負担水準が65%に相当する税額まで軽減する。

☆ 負担水準とは、固定資産の価格等に対する前年度の課税標準額の割合をいう。

（影響）対象 約6万件 約7億円軽減

品川区 約100件 約390万円

\*軽減額は令和元年度東京都決算による